宇和島市　令和2年8月改訂版

|  |
| --- |
| 特定創業支援等事業を受ける方へ |

　宇和島市で1か月以上にわたり4回以上、市などの創業支援事業者から、創業に関する支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得したと認められる方には市が証明書を発行します。

この証明書をお持ちの方は、登録免許税の軽減措置等が適用されます。

|  |
| --- |
| 「特定創業支援等事業」を受けた方のメリット |

（１）宇和島市中小企業者等応援事業（新規創業事業）

　宇和島市内での創業に要する経費のうち、備品費、工事・修繕費、インターネット開設費、不動産取引手数料について50万円を上限に補助金を交付します。

証明書（申請書）提出先：宇和島市役所商工観光課商工係（本庁7階）

（２）登録免許税軽減

①株式会社または合同会社の場合・・・資本金の0.7％が0.35％に減免（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免）

②合名会社または合資会社の場合・・・1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免

証明書提出先：法務局（原本）　＜注：松山地方法務局本局法人登記部門へ提出＞

※宇和島市内で創業する方のみ対象。

（３）信用保証枠拡大

創業特例の融資利率で利用できます。

証明書提出先：信用保証協会または各金融機関

※信用保証の特例は創業者単位での保証枠になるので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

※特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、事業開始６か月前から創業後５年未満の者が支援対象の要件となります。

※本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

※別途審査あり。

（４）日本政策金融公庫　新創業融資制度の自己資金要件充足

　新創業融資制度の自己資金要件を満たしたものとなります。

証明書提出先：日本政策金融公庫

※特定創業支援等事業による支援を受けた人のうち、創業前の人または創業後税務申告を2期終えていない事業者が支援対象の要件となります。

※別途審査あり。

|  |
| --- |
| 「特定創業支援等事業」による支援を受けたことの証明書 |

証明書の交付申請

宇和島市内で創業される方で、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付が必要な方は、証明申請書等を宇和島市役所商工観光課商工係（本庁7階）へ提出して下さい。

＜提出物＞

・証明申請書（様式は市ＨＰまたは商工観光課にあり）

・個人情報取扱同意書（同上）

・開業済みの方は開業日がわかるもの※

※開業日の確認方法は、個人開業済の方は税務署に提出している税務署受付印が押印されている「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し等の開業日が確認できる書類。法人開業済の方は開業日が確認できる「履歴事項全部証明書」の写し。

交付の要件

1か月以上にわたり4回以上の特定創業支援等事業の支援を受けていること。

|  |
| --- |
| 宇和島市の特定創業支援等事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 支援事業  ※「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、４回以上かつ１ヶ月以上継続的に実施するもの | 支援機関 |
| **創業セミナー** | ・宇和島市 |
| **個別相談** | ・伊予銀行  ・愛媛銀行  ・宇和島信用金庫  ・日本政策金融公庫  ・宇和島商工会議所  ・愛媛県信用保証協会  ・えひめ産業振興財団 |
| **専門家派遣** | ・愛媛県信用保証協会  ・えひめ産業振興財団 |
| **愛媛グローカル・フロンティア・プログラム** | ・えひめ産業振興財団、愛媛県 |